

警備業におけるその他の用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	3~4	交通誘導警備に従事中、4tダンプを搬送する為A型バリケードを持ち上げて脇にどかそうとした時、バリケードの脚に左足が引っかかり転倒し、右手を路面に強打して負傷した。痛みはあったが、なんとか勤務を終了し、帰宅したあとに痛みが増してきた。	66	1000~9999
2	9~10	就業場所において検査場準備中、テント内のロープパーティションを2本両手で持ち上げた時、腰に鈍痛を感じその直後腰の力が抜けてしばらく動けなくなった。	32	—
3	12~13	駐車場で昼休憩の為、同乗した車の助手席でカップ麺にポットからお湯を注いだあと、ダッシュボードに乗せる際、膝に挟んでいたフタの開いた状態のポットが前に倒れ、左足の安全長靴内に熱湯がこぼれ、左足足背にやけどを負う。	64	50~99
4	14~15	大旗を振り交通誘導を行っていたところ、突風に煽られ握っていた旗の軸を身体の後方に引っ張られた。	50	100~299
4	15~16	看板の撤去作業をしている際に、資材車の荷台にて看板の受け取りをしていたところ、左手が負荷に耐え切れず捻ってしまう。	55	50~99
6	10~11	施設警備業務従事中の休憩時間に、健康診断を受診する為、検収口の荷捌きから牛乳ケースの空箱に足を掛けて降りようとした時、足を踏み外して転倒した。転倒した際にレントゲン車のドアの部分で右額を切り、出血した。救急車を呼び、搬送してもらった。	62	100~299
7	17~18	新築工事現場での警備業務中、鉄製の出入口ゲートを閉めていた時につまずき、ゲートについているU字型フックに右上腕内側をひっかけ切創受傷し、14針を縫	54	10~29

		うこととなった。		
7	5~6	規制撤去終了後、荷降ろし場（現場専用駐車帯）にて、規制材をロープで結束しているときにロープの結わきが甘く、引っ張ったときにロープが解け、そのはずみで尻もちをつき転倒した。引っ張った際、手が胸に当たり、打撲を負った。	22	30~ 49
7	16~ 17	当社は請負業者であり、本人は請負先（顧客）である支店に警備庶務員として勤務していた。銀行最終点検時に、駐車場のチェーンに躓き、業務災害となったものである。業務終了後に病院を受診し、右顔面打撲と診断された。	62	500 ~ 999
9	12~ 13	岸壁警備にあっていた際、作業員の方が船舶が離岸する際の網の調整作業をしていた、強風で船があおられ、岸に近づいていてたるんでいた網が急に引っ張られ、近くに居た本人の顎に当たり、その勢いで倒れ頭部を打ち、流血した為、救急車で運ばれた。	39	100 ~ 299
11	13~ 14	通行止めで立哨していた際、幼稚園バスが来たので迂回案内をしようと急ぎ足でカラーコーンの前を出ようとして、カラーコーンに躓き、転倒した。その際、肩から落ちた為、右肩を強打した。	54	10~ 29
12	17~18	勤務終了後、日報にサインをもらい、現場事務所の階段を下り、地面に足を着く時に泥よけマットの角を踏み、足に痛みがあった。	58	10~ 29
12	15~16	住宅建設現場にて、歩行者を誘導案内するために適した場所へ移動しようとしたところ、歩道と工事帯を区別するための資機材に足を取られ、両手両膝をついた形で転倒した。	69	50~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html